

令和2年10月28日

部長・所属長 各位

長 泉 町 長 池 田 修

令和3年度予算編成方針について（通知）

令和3年度の予算編成を、次により進めるよう通知する。

第1 日本経済の状況と国の動向

新型コロナウイルス感染拡大による日本経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面している。海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも広く景気下押しの影響が広がり、結果として、国民生活に特に重要な雇用情勢も弱い動きとなっており、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増する中、企業が懸命に雇用を守っている状況であり、総じてみれば、極めて厳しい状況にある。

こうした中、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を定め、引き続き、経済成長と財政健全化の達成の両立を基本方針としつつ、新しい未来に向けた新たな経済社会の姿として、「個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会」、「誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることのできる包摂的な社会」、「国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国」を実現するため、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げや、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、「新たな日常」の実現を目指す必要があるとしている。

また、デジタル化の動きは変化を加速させており、デジタル化は生産性を引き上げ、今後の経済成長を主導するとともに、より便利で豊かな生活を実現する上で重要な役割を担うものであるが、デジタル化を原動力とした「Society5.0」実現の取り組みは先行諸国の後塵を拝していることが明白となったところであり、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に一刻の猶予もないと認識された。

これらを踏まえ、令和3年度予算については、概算要求期限を1か月遅らせるとともに概算要求の仕組みや手続きをできる限り簡素なものとし、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）、「新たな日常」が実現される地方創生、「人」・イノベーションへの投資の強化、「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現、新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現のため、ポストコロナ時代を見

据えて実行計画を策定し、断固たる意志を持って実行に移すものとしている。

第2 長泉町の財政運営

令和元年度一般会計の決算状況は、歳入の根幹をなす町税が、法人町民税や固定資産税等の減収により、前年度に比べ1億4千318万9千円減の100億733万7千円となり、過去最大となった平成30年度の101億5千52万6千円を下回ったものの、町税収入は堅調に推移している。

また、財政構造の弾力性を示す指標では、経常収支比率が74.6%、実質収支比率が5.1%といずれも良好な数値であるほか、財政力指数は3年平均で1.37となり普通交付税の不交付団体を継続している。

更に、地方債残高は、借り入れを公債費の償還金元金以下に抑えていることから、前年度に比べ1億8千171万6千円減の27億1千801万円となり、積立金現在高73億296万4千円を大きく下回っている状況である。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業の経営悪化等の地域経済への影響、個人所得及び消費の下冷えに伴う税収への障りは、過去に類を見ない規模で長期化することも想定されることから、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に持続可能な社会づくりを進めなければならない。また、都市公園や幹線道路、健康施設の建設等のインフラ整備に要する経費の増加等、財政運営における懸念材料もあることから、引き続き効率的で適正な予算執行に努めるとともに、スクラップアンドビルドを確実に意識した事業執行及び検討、また、新たな財源の創出等、強固な財政基盤を構築していく必要がある。

ついては、令和3年度の町税等歳入は、令和2年度と比較して約10億円の減収が見込まれることから、コロナ禍においても進めるべき重点施策は積極的に実行しつつ、経常的経費についてはゼロベースで抜本的な見直しを行い、原則として、一律5%に令和元年度の不用額率を加えて算出した額を削減するものとし、徹底した歳出のスリム化を実行する。

第3 予算編成の基本方針

1 基本事項

令和3年度は、第5次長泉町総合計画の初年度であり、目指すまちの姿である「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち～優しく育む 豊かで安心な ながいずみ～」を実現するためのスタートの年であることから、これまで以上に、その実現に伴う予算の編成及び執行は住民からの期待に応えるため、4つの基本目標、8つの政策について、効率的かつ積極的に取り組むための予算を編成すること。

【4つの基本目標、8つの政策】

〈基本目標1〉 「優」 いきいきとした暮らしを支える優しいながいずみ

- 《政策 1》 健康で幸福を実感できるまちの実現
- 《政策 2》 認め合い 支え合うまちの実現
- 〈基本目標 2〉 「育」 全ての人の成長と活躍を育むながいずみ
 - 《政策 3》 未来へつながる 子育て・教育環境の実現
 - 《政策 4》 自分らしく活躍できるまちの実現
- 〈基本目標 3〉 「豊」 住みやすく働きやすい豊かなながいずみ
 - 《政策 5》 持続的に発展するまちの実現
 - 《政策 6》 快適で便利なまちの実現
- 〈基本目標 4〉 「安」 絆でつながる安心ながいずみ
 - 《政策 7》 ともにつくる 活発なまちの実現
 - 《政策 8》 助け合い いのちを守るまちの実現

(1) 第 5 次長泉町総合計画に基づき町が推進する施策

総合計画に掲げる予定である重点施策は、進捗状況を十分に検証できる体制を整備するとともに、第 4 次長泉町総合計画において既に実施しているものについても、安易に継続するのではなく、スクラップを含めた検討を行い、新たな取り組みとなるものは、具体的な実施時期や手法等、確実な実施に向けて検討すること。

(2) 質の高い行政サービスの提供

常により質の高い行政サービスを安定して提供し続けていくことが重要であることを念頭に置いて新年度予算編成を行うこと。

(3) 効率的な予算編成

新年度予算編成にあたっては、国や県の動向を確実に把握するとともに、予算要求する事業の必要性や効果等を検証し、庁内の横断的な合意形成を図り、事業の優先度をしっかりと見極めた上で行うこと。

(4) 国や県の制度把握

国の各省庁の予算要求内容や、県の予算編成状況等については、確実にその動向を把握し、町の予算要求に的確に反映させること。

(5) 議会の意見等に対する的確な対応

議会の意見や監査委員の指摘事項については、その趣旨を踏まえ、速やかな改善を図ること。

(6) 費用対効果の考慮

他の部課と関連する事務事業については、相互に十分な協議を行い、目的の重複する事業は整理統合を図るなど、経費縮減と一層の事業効果の向上に努めること。

(7) 不用額の減少

歳入予算（手数料や補助金、諸収入等）又は歳出予算（役務費や委託料、扶助費等）の

うち毎年計上しているものであっても、単に前年度と同額とせず、必ず過去の実績や予算執行状況調査等で算出した数値、社会環境の変化等を的確に把握し、可能な限り多額の不用額を生じさせることのないよう適正な額を見積もること。

2 歳入

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直しや収納率の向上、新規財源の確保、特定財源の確保等に積極的に努めること。

なお、国・県等の特定財源について、その確保が見込めない場合には、財政規律保持の観点から速やかに企画財政課と協議すること。

(1) 町税

町税収入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りにあたっては、今後の経済情勢や住民所得の推移、税制改正等の動向を慎重に見極めるとともに、収納率向上について、可能な限り高い目標を設定し、適正な額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

応益負担の原則により対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向、類似施設の料金等を十分把握しておくこと。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正な額を見積もること。

(4) 国・県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、関係機関との連携を密にしながら、補助対象や補助率、補助単価等を正確に把握するとともに、新たな補助制度についても、内容の確認や把握に努め、適正な額を見積もること。

(5) 財産収入

資産経営の視点に基づき、町が保有する遊休資産（土地・建物・物品）の活用方法を十分検討し、売却や貸付による収入を適正に見積もること。

※物品等の売払いは、多数の者の参加が可能となる入札を基本とする。

(6) その他

事業の財源については、先進自治体の取組みや事例等の情報収集を行い、財源の獲得手段について広く検討し、柔軟な発想をもって新たな財源の確保に努めること。

※諸収入については、前年度予算に計上したものだけでなく、過去の実績、類似団体との比較、事業の見直し状況等、多角的に検討し適切な額を見積もるとともに、今後も継続して収入の可能性のあるものについては、安易に雑入で処理することなく適切な予算計上をすること。

3 歳出

歳出の見積りにあたっては、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫に努めること。また、事務事業の見直しによる経費の節減や一層の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症による生活様式や価値観の変化を踏まえ、各種事業についての必要性や優先度、費用対効果を十分検証し、適正な歳出に努めること。

(1) 既存事業の検証

前例踏襲に陥ることなく、国、県、町、民間等、本来の事案に対する役割分担に立ち返り、町の責任分野を的確に見極め、アフターコロナの時代を見据え、成果が上がっていない事業や、参加者等が少なく住民が満足感を得られていない事業については、事業の見直しや、縮小、廃止、統廃合に必ず取り組むこと。

(2) 民間活力の導入

新規事業については、住民ニーズを的確に把握し、緊急性、必要性、効果に加え、民間活力の導入も含めて検討すること。

(3) ICT技術の活用によるデジタル化の推進

単に前例を踏襲することなく、執行の手法や体制を含め徹底した見直しと創意工夫に加え、AIやRPA等の新たなICT技術の活用によるデジタル化を推進し、業務改善等を検討すること。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫や県支出金等、特定財源の廃止・減少があった補助事業については、安易に町単独事業とせず、必ず施策検討委員会に諮ること。

(5) 物件費

旅費、需用費等の一般行政経費については、徹底した節減に取り組むこと。

委託料については、安易に従来の方式を踏襲することなく、委託業務の内容及び手法を再度検討し、必要最小限の要求とすること。

また、備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性や時期を熟考のうえ、事業の遂行に真に必要なもののみ要求すること。

(6) 投資的経費

事業の緊急性や投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、実施時期や事業規模、段階的整備等について十分検討すること。

なお、公共施設を安全で適切に維持保全し末永く活用していくためのファシリティマネジメントは、当面の間、原則として予算を凍結するものとするが、施設に重大な影響を及ぼすと判断される改修については、協議のうえ予算要求すること。

(7) 維持補修費

施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適切な管理に支障が生じることがないように、計画的な執行に努めること。

(8) 負担金、補助及び交付金

既存のものについては、改めて公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを検証し、既に目的を達成したものと効果が少ないものについては、積極的に整理を行うとともに、時限等を設けるなど抜本的な見直しを行うこと。

(9) 扶助費

扶助費は、対象人員や扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、法定分と町単独分の明確化を図り、単独分については他団体と比較し給付水準が高い事業は、その必要性・妥当性を再検討し、過度の抑制は不要であるが、放漫な支出とならないよう縮小や廃止等の見直しを行うこと。

4 特別会計、公営企業会計

予算の見積もりにあたっては、一般会計に準じて行うものとする。については、経営的視点に立ち、支出の抑制と収入の確保に努め、安易に一般会計に依存することのないよう財政の健全化に努めること。また、使用料や保険料等については、中長期的視点に立って適時適切な改定を実施すること。